

議案第 39 号

伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

伊賀市営住宅管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成 16 年伊賀市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下「法」という。）」の次に「及び住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号。以下「改良法」という。）」を加え、「市営住宅及び」を「公営住宅及び改良住宅並びに」に改める。

第 2 条第 1 号中「市が法により国の補助を受けて建設し」を「市が条例により建設し」に改め、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 公営住宅 市が法により国の補助を受けて建設し、住民に賃貸するための住宅及び附帯施設をいう。

(3) 改良住宅 改良法第 17 条に規定する住宅及び附帯施設をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 市営住宅建替事業 市が施行する法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「市営住宅」を「公営住宅」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に、「必要がある者として令第 6 条第 1 項で定める者」を「必要がある者として次項で定める者」に改め、同項第 4 号アを次のように改める。

ア 入居者が身体障がい者である場合若しくは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交

通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 4 項で定める場合 旧令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

第 5 条第 1 項第 4 号イ及びウ中「令第 6 条」を「旧令第 6 条」に改め、同条に次の 5 項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60 歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ次に定める障がいの程度である者

ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症程度

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者

3 改良住宅に入居できる者は、改良法第 18 条に規定するものでなければならない。

4 前項に規定する者が改良住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に掲げる条件を具備し、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。

(1) 第 5 条第 1 項第 4 号イに掲げる場合 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第 5 条の規定による改正前の令（以下この項において「旧改良令」という。）第 12 条の規定により読み替えられる旧令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 旧改良令第 12 条の規定により読み替えられる旧令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額

5 市長は、入居の申込みをした者が第 2 項ただし書に規定する者に該当するかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

6 市長は、入居申込みをした者がこの条に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

第 7 条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 入居者又は同居者にアからエまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障がい 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級及び2級のいずれかに該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

エ 第5条第2項第3号、第4号、第6号又は第8号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 市長が定める基準の収入を有する低額所得者

(4) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、20歳に満たない児童と同居し、扶養している場合

(5) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(6) 現に同居し、又は同居しようとする子（18歳未満の扶養親族である子に限る。）を3人以上有する場合

第13条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条に次の1項を加える。

4 改良住宅の使用料は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）の規定による改正前の令第4条に規定する算出方法の例により算出した額を限度として、規則で定める。ただし、公営住宅の家賃との均衡上必要があると市長が認めた場合は、改良法の規定の範囲内において、入居者の収入及び当該改良住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じた額を設定することができる。

第34条第1項第3号中「き損したとき」を「き損又はき損し、原状復旧を行わないとき」に改める。

第37条を削り、第38条を第37条とし、第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。